

徳島県告示第五百七十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和六年十二月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの		廃止の届出	廃止
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類	の受理日	年月日	
クレド合同会社	徳島市吉野本町六丁目二〇番地の二三	クレド訪問看護ステーション 徳島	徳島市吉野本町六丁目一アベニューモリStⅢ 五〇二号	訪問看護	令和六年九月二十四日	令和六年十月二十日	